防整施第17548号 27.10.1

各地方防衛局総務部長 各地方防衛局調達部長 各地方防衛支局長を除く。) 名護防衛支局長を除く。)

整備計画局施設計画課長 (公印省略)

工事実績情報データベース等の活用について (通知)

地方防衛局、地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。)及び名護防衛事務所が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事をいう。)及び建設工事に係る技術業務(建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について(防整施(事)第17号。27.10.1)別紙の第2項に規定する技術業務をいう。)(以下「建設工事等」という。)については、別添のとおり実績情報データベース等を活用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類:別紙

写送付先:整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技

術管理官、防衛監察本部総務課長、各地方防衛局企画、管理各部長

実績情報データベース等の活用について

1 受注実績情報の登録

実績情報データベースにおける登録対象業務等は、以下のとおりとする。

(1) 工事実績情報サービス (CORINS) の登録対象工事

登録対象工事:建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する工事

登録対象金額:請負代金額が500万円以上

登 録 機 関:一般財団法人日本建設情報総合センター

(2) 測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) の登録対象業務

登録対象業務:登録機関において規定に定める業務(測量調査業務、土質調査

業務、土木設計業務、土木工事監理業務等)

登録対象金額:業務委託料が100万円以上

登録機関:一般財団法人日本建設情報総合センター

(3) 公共建築設計者情報システム (PUBDIS) の登録対象業務

登録対象業務:官公庁施設及び公共住宅等の設計業務等、建築及び設備工事の

工事監理業務

登 録 機 関:一般社団法人公共建築協会

2 工事成績評定点等の登録

- (1) 工事成績評定又は業務成績評定(以下「工事成績評定等」という。)を担当する部署の職員は、工事成績評定等の結果を通知した時には遅滞なく建設工事等の契約事務をつかさどる部署(以下「契約課等」という。)に当該通知の写しを提出するものとする。
- (2) 前号の通知の写しを受け取った契約課等の職員は、評定点合計又は業務評定点 (総合)(土木等技術業務の場合は評定点。)を契約事務支援システム(KJSS)に入力するものとする。